

国(関係機関)に意見書を提出

一部を抜粋して紹介します

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

我が国には永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば、永住外国人に対する地方参政権の付与について議論がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法第15条において「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

また、先進8カ国(G8)を見ても、ロシアを除く7カ国は、国として永住外国人に地方参政権を付与していない。

一方、国籍法はその第4条において「外国人は、帰化によって日本の国籍を取得することができる」と規定しており、帰化し日本人となつたならば選挙権が行使できるのであるから現状で何ら問題はない。

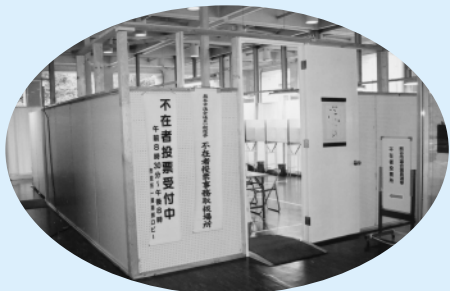
よって、政府におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

熊谷市議会

提出先…衆議院議長、参議院議長、内閣総理

大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣



国に対して、保育サービス等の維持に必要な財源確保を求め、地域の実情を踏まえた子どもの安全を担保できる保育所最低基準の維持を求める意見書

民間保育所では延長保育、一時保育など多様なニーズへの対応に真摯^{しんし}に取り組んでおり、働く保育士への負担も重くなっている。そのような中で民間保育所運営費の一般財源化が行われると、地方自治体の財政状況によっては運営費が現在の水準を保てなくなり、保育士の配置や処遇に直接的な影響を与えることとなる。ひいては子どもや保護者にとって安全で安心な保育が保証できない恐れがあり、加えて、市町村格差の増大や保育の質の低下が懸念される。

保育所において、子どもが安全に健康で情緒の安定した生活を送れるよう保育サービス等の質を守り、地域の実情を踏まえた子どもの安全を担保できる保育所最低基準の維持を求める。

よって、国においては、安心安全な保育環境を守り、なお一層、子育て支援を推進する責任を有しているため、次の事項を強く要望する。

記

1 少子化対策の根幹である保育所の子育て支援は、国の重要施策であり、今後も国が責任を持って行い、地域の財政状況に影響を受けない財源を確保すること。

2 保育所の最低基準は子どもの健やかな育ちを守るために必要であり、市町村の財源に左右されない質の高い保育を確保するために、今後も国として、地域の実情を踏まえた子どもの安全を担保できる保育所最低基準を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

熊谷市議会

提出先…衆議院議長、参議院議長、内閣総理

大臣、財務大臣、厚生労働大臣

